## 令和6年度社会教育委員等研修会 参加報告

氏名: 司山 園美

- 1 日時 令和6年6月26日(水)
- 2 会場 長岡市中央公民館 (長岡市幸町 211)
- 3 対象 社会教育委員、生涯学習·社会教育行政関係者
- 4 内容

《前半 講演会》

「社会教育委員さんのモヤモヤ感の解消を目指す一提案」

講師:上越地区社会教育主事会 会長/上越市教育委員会名立区分室 次長 沢田 繁 氏

1:原書から学ぶ

公民館の設営運営について「公民館の建設」 寺中作雄氏 より

- ○民主主義と平和主義の理念を身につける。
- ○教養と文化の香り高い人格を磨く。
- ○業を興じ、政治を立て直し地域の生活を豊かにする。

「公民館図説」より

- ①民主的社会教育機関 ②村の茶の間 ③産業振興の原動力 ④民主主義の訓練場 ⑤文化交流の場
- ⑥郷土信仰の機関
- 2:自分でも考えてみた

毎日の生活の問題意識

「あれ?おかしいよね」「もっとこうすればいいのに!」

→人に聞く →図書やインターネットで調べる →公民館に行く

「行動をとる 活動をすること」(主体的な市民の動き) ⇒「解決すること」 このような市民の動きに学ぶ場を作っていく、後押しするのが「社会教育主事」のあり方

- 3:社会教育のさらなる充実に向けて
- うちの市町村は社会教育、公民館活動は活発??バロメーターは??
- 1) 発令されている社会教育主事の数
- 2) 社会教育委員の会議の回数

社会教育主事について

都道府県、市町村教委に必置。教育公務員、専門的教育職員。

→社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を地域学校教育活動で学校に助言

今日の提案(関心をもって欲しいこと)

- ①社会教育主事の継続的な養成と配置(数)
- ②教育委員会の会議は適時に必要な回数を開催する

社会教育委員制度の役割とは...・・

- ◎社会教育に関し「教育委員会」に助言
- 1社会教育に関する諸計画の立案
- 2教育委員会の諮問に意見
- 3必要な研究調査
- 4青少年教育特定事項で助言と指導
- ■「置くことができる」との規定であるが...・・

教育振興基本計画の社会教育関連分野の立案

上記の進捗管理

上記を受けた年度ごとの事業・予算案

関連事業の評価

教育委員会内の社会教育関係組織の改廃

公民館など社会教育施設の再配置

関連人事・社会教育主事の採用・配置

→社会教育委員の会様の議題に

- ■社会教育委員の会議(例)
- 1事業の方針(当該年度の計画立案) (担当課で具体的な事業化) 4~6月 2回
- 2具体化され形になった事業の検討 (検討をうけて担当課で事業のブラッシュアップ) 8月 1回
- 3事業の最終型・予算要求案の確認(財政課の査定、復活にむけた議論など)9~10月 1回 ~具体的な事業実施へ
- 4 今年度事業の評価、来年度事業の確認 3月 1回

社会教育委員(地域から選出された人)

1

社会教育主事 (行政職員)

→社会教育行政の「要」としてしっかり位置付ける

自ら切り拓こうとする 住民 地域 を支える。

《後半 グループワーク》

胎内市の委員

モヤモヤの解決になると期待してこの会に参加。

社会教育委員の役割がよくわからずに、毎回会議に参加。何に期待されているのか?わからない。 社会教育主事がいない。リーダーがいない。

## 刈羽村の委員

行政の決めたことに対しての追認の会議の場になっている。

年齢は60歳を超えた委員が多い。PTA関係者、子ども会、有識者、先生だった方。

## 長岡市の委員

各地域から1人ずつ委員が人選されるので20名以上で構成される。

行動する社会教育委員を目指し、各地域の取り組みに参加してそれを委員会議で報告し合う。

→足りない知識は補う。自らも参加する姿勢。社会教育とは「権利」。 なんでも意見が言い合える茶の間のような場(会議)づくりが必要。